

池田山住環境協議会規約

制定:平成 26 年 5 月 18 日

一部改正:平成 27 年 9 月 27 日

一部改正:2019 年 6 月 1 日

(名称及び事務所)

第1条 本会は、池田山住環境協議会と称する。

2 池田山住環境協議会(以下、本会という。)の事務所は、東京都品川区東五反田5-25-19に置く。

(会の目的)

第2条 本会は、品川区東五反田5丁目:通称「池田山」の住環境の調査、維持、改善に関する活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 調査:住環境を維持、改善する為に必要な調査と情報収集を行う。
- (2) 学習:住環境を維持、改善する為に必要な知識を得る為の講演会、勉強会の実施。
- (3) 行政:第2条の目的を実現する為の、行政に対する提言または陳情、行政との協働を行う。
- (4) 前各号の他、住環境を維持し、改善する為に必要な取り組みを行う。

(専門部会)

第4条 前条に定める事業を遂行する為、必要に応じて専門部会を、総会の承認を得て設置することができる。

(事業協力)

第5条 本会の事業を遂行するにあたり、行政機関または外部の専門家の協力を得ることができる。

(会員)

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員:本会の目的に賛同し入会した、別表1に示す池田山の地権者または居住者
- (2) 賛助会員:本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するために入会した者

(入会)

第7条 本会会員となるには、別紙1に示す入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

設立年度においては、設立日より翌年3月31日までとする。

(活動費用)

第9条 本会は会費を徴収しない。

2 本会の活動に要する費用は、会員の寄付金(一口五千円)、または活動に賛同する個人及び法人からの

寄付金、行政機関からの補助により賄う。

(退会)

第10条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 正会員が第6条に定める資格要件を失ったときは、退会したものとみなす。

3 会員本人が死亡したときは、退会したものとみなす。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 1名以上

(3)会計 1名

(4)監事 1名以上

2 前項に定める役員は、総会において正会員の互選により選任する。

3 監事は他の役員と兼任することはできない。

4 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任は妨げない。

5 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代理し、または会長の職務を行なう。

3 会計は本会の会計を担う。

4 監事は、本会の業務および会計の状況を監査する。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 本会の目的遂行を阻害する行為が認められるとき。

(総会)

第14条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。ただし、賛助会員及び連続して定時総会の議決権を2度行使しなかった正会員は、議決権を持たない。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 本会の解散

(3) 事業計画

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任または解任

(6) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会は、定時総会として毎年事業年度修了後3ヶ月以内に開催する。必要があるときは臨時に総会を開催することができる。

4 総会は、会長が招集する。

5 総会は、議決権を持つ正会員の過半数以上の出席(委任状を含む)があれば、開会することができる。

6 議長は、総会に出席した議決権を持つ正会員の中から選出される。

7 総会における議決は、特別の定めがある場合を除き、出席した議決権を持つ正会員(委任状を含む)の過半数をもって決する。総会における議決権は、正会員1名を1票とする。総会に出席できない正会員は、委任状または指定代理人により議決権を行使することができる。投票の結果が賛否同数であったときは、議長がこれを決する。

8 次の事項の決議には、出席した議決権を持つ正会員(委任状を含む)の三分の二以上の賛成を必要とする。

(1) 規約の変更

(2) 役員の解任

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第16条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に關し、協議・議決する。

3 本規約に定めのない事項は、役員会において協議・議決し、総会において協議の上、承認を得なければならない。

4 監事は議決権を持たない。

(事業報告書及び決算)

第17条 会長は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、会計は収支計算書を作成し、監事の確認を得る。

2 事業報告及び決算は、総会での承認を得る。

(委任)

第18条 この規約に定めのない事項は、役員会にて対応し、総会で報告し協議の上、承認を得る。

附 則

本規約は、2014年5月18日から施行する。

附 則

本規約は、2015年9月27日から施行する。

附 則

本規約は、2019年6月1日から施行する。

別表 1

